

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告について

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項の規定において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年6月5日

東京都知事 小池 百合子

1. 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
東京都あきる野市引田字櫻ノ岡164番	畑	626
同165番	畑	1,801
同167番1	畑	944
同168番1	畑	823

2. 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権 （畑作で利用）	令和8年7月1日	10年	293,580円

3. 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
一般社団法人東京都農業会議（東京都農地中間管理機構） 会長 青山 侑  
東京都渋谷区代々木三丁目25番3号

4. 農地の所有者等の情報

登記名義人が死亡し、相続人は相続放棄した。

5. 補償金の支払の方法

利用権の始期までに東京法務局西多摩支局に補償金を供託すること。

6. 補償金の還付について

農地の所有者等は東京法務局西多摩支局において、補償金の還付を受けることができる。

**お問い合わせ**

東京都産業労働局農林水産部農業振興課農地担当

電話番号 (03) 5000-7187